

① アクセス権とは、言論の自由を確保するために一般大衆がマス・メディアを利用して自己の意見を表明する権利であり、憲法21条を根拠とする。 (66字)

② 勧誘により、不要物を購入する契約を結んでしまった人でも、一定期間内であれば、書面によって契約の申込を撤回できるという消費者保護制度のこと。 (69字)

③ 統治行為論は、極めて高度な政治性をもつ国の行為について、裁判所の司法審査の対象にならないとするものであり、その例として砂川訴訟においては、最高裁が違憲判断を司法審査の範囲外とした。 (90字)

④ 海外企業誘致を目的として、企業に税制上の優遇措置を与えている国や地域のことであり、無課税や軽課税などその種類は様々である。租税回避地と訳され、その具体例としては、バハマなどが挙げられる。 (93字)

⑤

携帯電話市場では、競争原理が働いているものの、完全競争とは言い難い。携帯電話事業は、電波という有限の資源を独占的に使用する権利を国が企業に与える許認可事業であるため、寡占市場となる。寡占市場下においてはプライス・リーダーに追随する価格の下方硬直性が働くため、政府が市場原理の限界を補う必要があるから。(150字)

⑥

Go To トラベルキャンペーンは、コロナ禍において、売り上げの落ち込んだ観光業などにおける経済活性化を目的に開始され、その効果を発揮した。しかしその一方で、割引率の高い高級リゾート地などへの予約が集中したことで、地方の旅館などは窮地に立たされることとなった。それゆえ、地域間格差がより一層拡大したため。(148字)

⑦

選挙人団方式がアメリカにおいて採用される理由は、主に3つある。1つ目は、選挙人団方式がアメリカ合衆国憲法に規定されており、憲法改正が非常に困難であるという理由である。2つ目は、選挙人団制度が2大政党制を強化するという理由である。3つ目は、大統領候補が全米各地の有権者の意見を汲み取ることができるという理由である。これらがアメリカにおいて選挙人団方式が取られている理由である。(187字)

⑧

電力自由化が実施された目的は主に3つある。まず1つ目は、市場原理における価格競争を促すことにより、電気料金を下げるという目的である。そして2つ目は、電力供給に伴う付帯サービスを増やすという目的である。最後に3つ目は、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーによる電力供給を増加させるという目的である。これらの目的を達成するため、2016年4月から小規模需要家の電力自由化が実現した。(193字)

ムハマド・ユヌスが創設したグラミン銀行は、5人1組のグループを作り、構成員の誰かが返済不可の場合、他の4人は借入が不可になるというマイクロクレジットのシステムを構築した。このシステムは無担保の代わりに返済については連帯責任とすることで、自分たちが借りられるように仲間を助ける行為が見られ、仲間の危険投資を未然防止するに至った。その結果、グループの構成員同士が安全投資志向となり、高い返済率を実現した。

(200字)